

## 国立大学の入学試験期日決定方法について

国立大学協会第2常置委員会

1. 大学の入学者選抜については、今日まで、毎年の「大学入学者選抜実施要項」に定められ、選抜の期日については同要項において、3月1日から4月15日までの間に、大学が適宜定めるものとされている。ただし、国立大学の試験期日については、別に定められ、第1期（3月3日から）、第2期（3月23日から）の2期とし、それぞれの期に試験を実施する大学は第1期28大学、第2期46大学となつている。この試験期日等は、本年まで15年間引続き固定されてきている。

本委員会が3カ年にわたつて審議を重ねて来た経過をしるした別紙1の「入試期（一期・二期）に関する審議経過」にもあるように、現行の試験期日等については、幾つかの問題が生起している。そのような問題の発生する背景的条件としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 国立大学および学部が増加——この15年間に大学の増設があり、学部も多数増設された。新設の大学はすべて、いわゆる2期校に加えられてきたが、今日では、当初の状態とは1期校・2期校の数の関係においても、学部の数の関係においても、また、各大学の規模の関係においても、相当に異なつてきている。すなわち、昭和27年度以降、1期校において、理学部1、医学部2、歯学部3、薬学部5、工学部系4、農学部1、獣医学部1が増設され、学部の分離によつて4学部が、文学部1、法学部2、経済学部2、理学部2、家政学部1となり、通計21学部が増加している。2期校においては、大学の増設3のほか、経済学部1、医学部3、工学部3、農学部6が増設され、学部の分離によつて、6学

部が教養学部 1、人文学部 3、法文学部 1、経済学部 2、理学部 4、理工学部 2 となり、通計 23 学部が増加している。学部数においてはほぼ同数ではあるが、増加した学部の種別においては相当に異なっている。

(2) 社会における国立大学の格付け——試験期日等が決定された当初は、これが 1.5 年にわたって固定化されるものとの理解、認識は薄かつたようであるが、数年を経過した後は、一般社会において、これが国立大学の格付けの指標とされるに至つた。1 期校には、旧帝大を母体とするいわゆる総合大学がすべて含まれていること。2 期校には 1 大学 1 学部の新制大学の大多数が含まれていることなどもこの風潮を助長したと考えられる。このことがまた、社会的格付けの原因ともなり、高等学校における進学指導にも大きく影響を与えていると思われる。

(3) 志望大学のかたより——前項のような一般的傾向にもかかわらず、特に 2 期校のうちの特定大学への志願者の集中傾向が近年激しくなつている。大学進学を希望する者の増加、都市集中化傾向の増大などの結果として、一部の大学への進学希望者が著しく増加している。これが一方では、2 期校をさらに 2 分して考えるような受験者側の意識を助長し、他方では、大学側に必要以上の労力をかけ、一部では入学試験実施の能力の限界点に迫るような状況を招来するに至つている。

2. 本委員会は、このような背景的条件の上に発生している大学入試期日等の問題点を検討して来たが、もちろん、それらは、大学入学者選抜制度全般ないしは、大学教育全般にもかかわるもので、抜本的な解決は、そのような広い視野からの検討が必要であることは明らかである。しかしながら、入学試験は、他方では、毎年実施される実際問題であつて、抜本的解決とは別に、現実的な改善を進めていくべきである。このような見地から、再

度にわたるアンケートを実施し、多少でも現状において改善をなしうる方途を見出そうとした。

昨年度のアンケートでは、国立大学の過半数が現行の期日等について改変を求めていることが明らかであった。また、今回のアンケートでもその理由はさまざまではあるが、現行期日等の改変について、多くの意見が出されている。

- (1) しかしながら、これらの意見にもとづいて改変を行なうとしても、国立大学の入試期日等がどのようにして最初に決定されたかがあいまいであり、今後また、どのような具体的手順によつて改変すべきかが必ずしも明確でない。したがつて、個々の大学及び国立大学全体として、もつとも重要な問題である入試期日等の決定に重大な支障を来している。
  - (2) また、今回のアンケートの整理結果は別紙の通りであるが、これは、必ずしも各大学が十分に他大学の意向等を考慮し、全国立大学の傾向を察知しての回答とは思われぬ。もし、そのような情報が入手できるならば、若干の変動はあろうと考えられたので、アンケートの結果を各大学に通知することとした。
  - (3) さらにまた、国立大学の入試期日を一斉にするという意見もあるが、これは今回のアンケートの結果から見て、各大学の希望と合致する線ではない。
3. 当初本委員会においては、あるいは、入試期日等に伴う諸問題の改善に役立つような結果が得られるかも知れないと考えて、入試期日についてのA・B2案を用意し、各大学の意向を問うた次第である。しかし、今回、別紙のような整理結果を得てみると、前項で述べた期日等決定の手続きの問題もあり、また、同学部同系統での受験の機会を2回以上与えるという

問題の解決が困難であると判断された。むしろ、入試期日等の決定方法の基本方針を立案し、これに基づいて決定することが、具体的改善に直結するものであると考えるにいたつた。基本方針及びその取扱いについて考えられることは、次の5項目である。

- (1) 国立大学の入学試験は、前期および後期の2期に行なう。
- (2) 入学試験期日の決定は、実施の2年前までに行ない、かつ公知させるものとする。
- (3) 各大学が前期または後期のいずれの期に入学試験を行なうかは、各大学より、それぞれの希望を国立大学協会（第2常置委員会）に提出し、国立大学協会は、次項(4)の諸点について、文部省と協議しつつこれを総合的に検討し、調整を必要と認める場合は、具体的意見を附して大学と照復を重ねて成案を得る。
- (4) 前項により、入学試験期日を希望し、または決定するにあつては、次の諸点を十分考慮するものとする。
  - ① 同種の大学または学部について、でき得る限り受験者に2回の機会を与えること。
  - ② 関連地域内において、でき得る限り受験者に2回の機会を与えること。
  - ③ 受験者の流れを大きく変化させ、教育界および社会一般に無用の混乱を招来しないよう特に留意すること。
- (5) この基本方針は、第2常置委員会案として各大学の意見を聞き、成案を得た後更めて理事会および総会に諮り、決定の上は国立大学協会の意見として文部省に要望し、また実施に際しては、この基本方針にもとづき、各大学協力してその実現を期するものとする。

以下、この基本方針について説明する。

(A) 入試期日を2期とするとしたことは、今回のアンケートの結果によるものである。この結果では、現状維持の意向よりも現状変更の意向が僅かに多く、その変更の方向としては、A案（一定の入試期間内において各大学の入試期日を大学ごとに定める）を可とする大学が圧倒的に多いが、現状維持の意向と合わせて考えれば、B案（入試期日を前期後期の2期とし、各大学はいずれかの期に入試を行なう）を可とする大学が、40:24で多数を制している（国立大学の54.1%が支持していることになる）。この点を尊重して、2期制としたのである。

なお、2期制は、受験者に2度の機会を与えるとの考えに基づいているものであるが、これに対しては、「A案の方が2回以上の機会が生じて、さらにこの考えを発展させる」とする意見と、逆に、「機会を2度与えても、入学者数には変化がないのであるし、現状のように、ただ国立大学に入学さえすればよいとする風潮は望ましくないので、むしろ、機会を1度しか与えない方がよい」とする意見とがあるが、アンケートの結果を尊重することとした。

(B) 各大学が前期または後期のいずれの期に入学試験を行なうかについて、国立大学協会が、各大学の希望と意見を取りまとめ、文部省と協議しつつ総合的調整を行なうこととしたのは、次のような理由によるものである。即ち、国立大学の入学試験期日（1期・2期）の決定については、それぞれの大学の目的および性格に応じた学生を選抜するという大学の教育自体に関係する面と、公私立大学、高等学校および受験関係者をはじめとする一般社会に関係する面とがある。

各大学は、前者に関するかぎりそれ自体の問題として考えるべきであ

り、後者についてもまた、十分に考慮しなければならないことはもちろんである。

しかしながら、後者については、前記のとおり公私立大学をはじめとする教育界の諸情勢を十分に察知し、その間における連絡調整を図るとともに、他方受験関係者をはじめとする一般社会に及ぼす影響等についても、これが施策について慎重に考慮する必要があるが、このことは決して各個の大学のみによつて解決し得る問題ではない。むしろ、制度上から見て教育行政上の措置であり、その当否についてもまた行政上の責任である。

したがつて、入学試験期日の決定は、教育を担当している大学と、文教行政を担当し、その責任を負っている文部省とが協議し、前記の諸点について調和を図り、これを決定することが妥当な手続きと考えられたからである。

(c) 入学試験期日決定の時期を実施の2年前までとしたことは、受験者側の混乱を回避しようとの考えに立つものである。

4. 以上のような考え方に立つ、国立大学入学試験期日の決定方法についての基本方針が、国立大学協会の意見として承認され、この方針に従つて試験期日が決定されていくようになることを強く要望するものである。

なお、この基本方針によつて入学試験期日が決定された上は、長期間にわたつて固定させることなく適当な期間をおいて、この基本方針にもとづき入学試験期日を再検討することとする。